

# 審 査 基 準

平成 8 年 4 月 1 日 作成

法 令 名 : 熊本県道路交通規則
根 拠 条 項 : 第 2 0 条 第 2 項
処 分 の 概 要 : 教習修了証明書の交付
原 権 者 (委 任 先) : 熊本県公安委員会
法 令 の 定 め :
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 1 4 日 (休 日 は 含 ま な い 。)
申 請 先 : 自動車の使用の本拠地を管轄する警察署の交通課 (係) の窓口に提出してください。
問 合 せ 先 : 申請先の警察署の交通課 (係)
備 考 :